

電波法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 改正概要

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第6号）（以下、改正法という。）の一部の施行に伴い、電波法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を改正する。

（1）共用帯域も含め「広域使用電波」として指定するための関係規定の整備

これまで広範囲の地域にわたり同一の者が開設する無線局に専ら使用させる電波を「広域専用電波」として指定し、電波利用料の負担額の算定等を行っていたところ、改正法では共用帯域も含めて「広域使用電波」として指定することとなったことから、所要の規定の整備を行う。具体的には、共用帯域に係る周波数帯については、その帯域幅を1/2に相当する帯域幅とみなして1MHz当たりの負担額を算定する等とする。

【第51条の9の10（主に第3項）及び第51条の10の2の5】

（2）基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数）の見直し

共用帯域も含め「広域使用電波」として指定するとともに、その指定範囲の上限が3GHzから6GHzに引き上げられることとなったことから、携帯電話端末等に係る電波利用料の負担額の上限額の算定に用いる基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して定める1MHz当たりの特定無線局の数）の見直しを行った。

【第51条の10の2の7】

（3）そのほか、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第6号）の一部の施行に伴う規定の整理

2. 施行期日

令和元年10月1日 公布・施行